

財 理 第 1497 号
平成 20 年 4 月 10 日
最終改正：令和 4 年 4 月 1 日財理第 1240 号

各 財 務 （ 支 ） 局 長
沖 縄 総 合 事 務 局 長 殿

財務省理財局長 勝 栄 二 郎

二十歳未満の者の喫煙防止対策について

青少年の非行防止については、関係官庁・民間団体等により諸施策が推進されているところであり、当省においても従来より二十歳未満の者の喫煙防止のための適切な施策の実施に努めてきたところである。

また、平成 17 年 2 月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」では、二十歳未満の者へのたばこ販売禁止のために効果的な措置を講じることが求められ、たばこ業界団体が平成 20 年 7 月から年齢識別自動販売機を全国で稼働させることとしているところであり、二十歳未満の者の喫煙防止に対する社会的な関心が高まっていることから、下記により当該趣旨の一層の徹底を図るよう取り扱われたい。

なお、この通達の実施と同時に平成 12 年 12 月 27 日付蔵理第 4662 号大蔵省理財局長通達「未成年者喫煙防止対策について」は、廃止する。

記

1. 製造たばこ小売販売業等許可申請者に対する指導

製造たばこ小売販売業の許可申請者、営業所移転の許可申請者及び出張販売の許可申請者に申請用紙を交付するに際しては、予定営業形態（①店舗の設置状況、②自動販売機設置予定の有無等）を聴取し、申請者には、別紙 1 の文書を交付し、その内容につき指導及び周知を行うこと。

2. 新たに許可を受けたたばこ小売販売業者に対する指導

新たに許可を受けたたばこ小売販売業者に対しては、別紙 2 の文書を交付し、

その内容につき指導及び周知を行うこと。

3. たばこ販売組合等に対する指導

たばこ販売組合及び既存のたばこ小売販売業者に対しても、組合の総会、地区集会等の機会をとらえて、別紙2の趣旨について周知徹底を行うこと。

4. 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条に違反したたばこ小売販売業者に対する処分

- (1) 違反の事実はあるが処罰を受けるに至らなかったたばこ小売販売業者に対しては、始末書を徴するなど再度の違反行為が行われぬよう十分な指導を行うこと。
- (2) 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律第5条に違反して処罰を受けたたばこ小売販売業者に対しては、たばこ事業法第31条の規定に基づき、許可の取消し等の厳正な処分を行うこと。

5. 報告等

管轄財務(支)局長は、各年度毎の上記4.の指導及び処分の事績を、次年度4月末日までに理財局長に報告すること。

(別紙1)

たばこ小売販売業許可申請者の皆様へ

財 務 (支) 局 長

たばこ自動販売機によるたばこの販売については、たばこ事業法等の規定により、下記のような取扱いとなっています。

法令の趣旨をご理解のうえ、ご承知おき頂きますようお願いいたします。

記

1. たばこ自動販売機への年齢識別装置の装備について

- (1) 平成20年7月以降に行う小売販売業許可、営業所移転許可及び出張販売許可には、「自動販売機により製造たばこを販売する場合には、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備した自動販売機により、当該装置を常時稼働させた上で販売すること。」との条件が付されることとなります。
- (2) 上記(1)により許可に条件を付された方が、当該条件に違反して自動販売機による製造たばこの販売を継続する場合には、当該条件を遵守するよう指導を行います。これに従わない場合、営業の停止を命じ又は許可を取り消すこととなります。
- (3) 工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内であっても、たばこ自動販売機には年齢識別装置を装備する必要があります。

(注) 財務省においては、年齢識別の方式について、確実に年齢識別を行うことができると認められるものであれば、タスポ方式のみに限定するものではありません。なお、年齢識別機能を有するか否かについては、個々の方式毎に具体的に判断していくこととしており、「年齢識別機能を有する」と判断した自動販売機は、その開発会社名や識別方式を財務省ホームページ (https://www.mof.go.jp/policy/tab_salt/topics/kisyu20220401.pdf) で公表しております。

2. たばこ自動販売機の管理・監督について

- (1) たばこ自動販売機の設置場所が、二十歳未満の者の喫煙防止の観点から当該自動販売機及びその利用者を直接かつ容易に視認できない場合には、許可をすることはできません。

- (2) 許可申請者以外の第三者が営業又は管理を行う場所に自動販売機を設置しようとするときは、許可申請に当たり、当該第三者からの、自動販売機によるたばこの販売について二十歳未満の者の喫煙防止のための管理責任を負う旨の誓約書の提出が必要です。
3. 自動販売機を道路管理者の許可なく道路にはみ出して設置することは、道路法に違反することになります。

(別紙2)

(表面)

たばこ小売販売業の許可を得られた皆様へ

財 務 (支) 局 長

青少年の非行防止については、関係官庁・民間団体等により各種施策が講じられているところです。今回新たにたばこ小売販売業の許可を得られた皆様におかれましても、下記の事項について十分ご留意の上営業を行って頂きますようお願いいたします。

記

1. たばこの自動販売機は、許可に付された条件に従い、二十歳未満の者の喫煙防止の観点から、その利用状況を十分に把握できる場所に設置するとともに、年齢識別装置（たばこを購入する者が二十歳以上の者であることを確認する機能を有する装置をいう。）を装備し、当該装置を常時作動させた上で販売すること。この条件に反し、是正の指導にも従わない場合には、営業の停止を命じ又は許可を取り消すこととなります。（※）

なお、工場、事務所その他の自動販売機の利用が主として当該施設に勤務する者等特定の者に限られると認められる施設内であっても、自動販売機には年齢識別装置を装備する必要があります。

2. 二十歳未満の者と思われる購買者に対しては、年齢確認（「運転免許証」等、購入者本人の年齢が確認できるものの提示を求める）を確実に実施するほか、出張販売を行う場合には、出張販売場所の管理者に対し、同旨の徹底を図ること。

なお、二十歳未満の者の用に供されると知りつつたばこを販売した場合、二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律違反となり、これにより処罰を受けた場合、営業の停止を命じ又は許可を取り消すこととなります。（※）

3. 二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律（裏面）の周知徹底などの二十歳未満の者の喫煙防止に対する従業員の研修を実施すること。
4. 二十歳未満の者の喫煙は法律で禁止されていること、二十歳未満の者にはたばこを販売しないこと等を表示したポスター、ステッカー等の掲出、同旨の店内放送等を行うほか、自動販売機を設置する場合には、自動販売機の前面の見やすい位置に、必ず、「二十歳未満の者の喫煙禁止」を趣旨とした表示を行うこと。
5. 自動販売機を道路管理者の許可なく道路にはみ出して設置しないこと。

（※） 許可を取り消された場合、再申請を行っても取消しの日から2年を経過するまでは許可をすることはできません。

(別紙2)

(裏面)

○二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ禁止ニ関スル法律

第1条 二十歳未満ノ者ハ煙草ヲ喫スルコトヲ得ス

第2条 前条ニ違反シタル者アルトキハ行政ノ処分ヲ以テ喫煙ノ為ニ所持スル煙草及器具ヲ没収ス

第3条 未成年者ニ対シテ親権ヲ行フ者情ヲ知リテ其ノ喫煙ヲ制止セサルトキハ科料ニ処ス

2 親権ヲ行フ者ニ代リテ未成年者ヲ監督スル者亦前項ニ依リテ処断ス

第4条 煙草又ハ器具ヲ販売スル者ハ二十歳未満ノ者ノ喫煙ノ防止ニ資スル為年齢ノ確認其ノ他ノ必要ナル措置ヲ講ズルモノトス

第5条 二十歳未満ノ者ニ其ノ自用ニ供スルモノナルコトヲ知リテ煙草又ハ器具ヲ販売シタル者ハ50万円以下ノ罰金ニ処ス

第6条 法人ノ代表者又ハ法人若ハ人ノ代理人、使用人其ノ他ノ従業者ガ其ノ法人又ハ人ノ業務ニ関シ前条ノ違反行為ヲ為シタルトキハ行為者ヲ罰スルノ外其ノ法人又ハ人ニ対シ同条ノ刑ヲ科ス